

1 調査名称：米原市都市計画道路見直し方針策定

2 調査主体：米原市

3 調査圏域：米原市管内

4 調査期間：平成 30 年度（2018 年度）～令和元年度（2019 年度）

5 調査概要：

本市内の都市計画道路は、その多くが人口増加期である昭和 50 年代前半までに計画決定されている。しかし、26 路線中、未着手が 5 路線あり、都市計画法第 53 条による建築制限が課せられている状況にある。

この間、人口減少やライフスタイルの変化など、社会情勢は大きく変化していることから、本市の将来像を見据えた都市計画道路網の在り方を再検証、再構築する必要がある。

そこで、米原市都市計画マスタープラン（平成 28 年 12 月改定）の方針にも位置付けているように、都市計画道路の必要性を検証した上で、社会情勢に合わせた都市計画道路の見直しを行うものである。

I 調査概要

1 調査名称：米原市都市計画道路見直し方針策定

2 報告書目次

第1章 都市計画道路見直しの背景および必要性

- 1 都市計画道路
- 2 米原市の都市計画道路の現状
- 3 都市計画道路の見直しの背景
 - 3-1 社会経済情勢の変化
 - 3-2 国および自治体の動き
 - 3-3 都市計画道路を取り巻く課題
 - 3-4 都市計画道路の見直しの必要性

第2章 米原市の現況

- 1 人口動向
- 2 産業動向
- 3 土地利用
- 4 道路・交通の状況
- 5 人の動き
- 6 公共交通
- 7 防災拠点等
- 8 主な施設等
- 9 米原市の現況に対する課題

第3章 上位計画、関連計画の整理

- 1 上位計画、関連計画
- 2 道路整備実施計画
- 3 その他関連プロジェクト
- 4 上位計画、関連計画から導き出される見直し基本目標

第4章 全体道路網との整合

- 1-1 既存道路の整備状況
- 1-2 バス路線の整備状況
- 2 都市計画道路の整備状況
- 3 交通処理機能

第5章 見直し対象路線の抽出

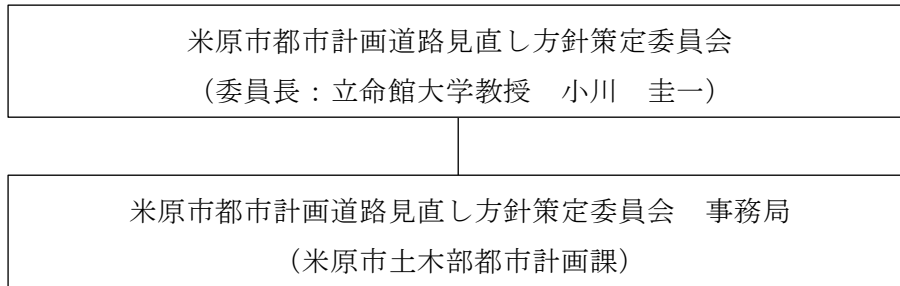
第6章 未整備都市計画道路の実態把握

- No.1 3・4・12 長沢西上坂線（旧長沢布勢線）
- No.2 3・4・14 米原湖岸線
- No.3 3・4・18 彦根米原線（旧入江上多良線）
- No.4 3・5・101 箕浦多和田線
- No.5 3・5・410 近江長浜線
- No.6 3・5・411 碓高溝顔戸線
- No.7 3・4・16 筑摩上多良線
- No.8 3・4・17 入江梅ヶ原線（旧入江上多良線）
- No.9 3・5・401 碓高溝狐塚線（旧碓顔戸野田線）
- No.10 3・5・104 能登瀬多和田線
- No.11 3・5・409 顔戸長沢線（旧山階能登瀬線）

第7章 都市計画道路の見直し検討

- 1 見直し検討評価の視点の抽出
- 2 見直しの基本目標および視点
- 3 必要性および実現性等の評価の考え方
- 4 新たな将来道路ネットワークの検証
- 5 都市計画道路の評価検討
- 6 評価後の流れ

3 調査体制



4 委員会名簿等：

| | | 所 属 | 職名 | 氏名 |
|------|-----------------|------------------------------------|-----|-------|
| 委員長 | 立命館大学 | 理工学部 環境都市工学科 都市交通研究室 | 教授 | 小川 圭一 |
| 副委員長 | 滋賀県立大学 | 環境科学部 環境建築デザイン学科 (都市計画・地域計画) | 准教授 | 轟 慎一 |
| 委員 | 滋賀県 | 長浜土木事務所 道路計画課 | 課長 | 田中 彰 |
| 委員 | 滋賀県警察本部 | 米原警察署 交通課 | 課長 | 西村 耕平 |
| 委員 | 米原市 | 土木部 | 部長 | 鹿取 輝之 |
| 委員 | 米原市自治会連 絡協議会 | 米原地域自治会連絡協議会 西坂自治会 | 会長 | 吉田 省三 |
| 委員 | 米原市自治会連 絡協議会 | 近江地域自治会連絡協議会 寺倉自治会 | 会長 | 廣田 雅則 |

II 調査成果

1 調査目的

本市内の都市計画道路は、その多くが人口増加期である昭和 50 年代前半までに計画決定されている。しかし、26 路線中、未着手が 5 路線あり、都市計画法第 53 条による建築制限が課せられている状況にある。

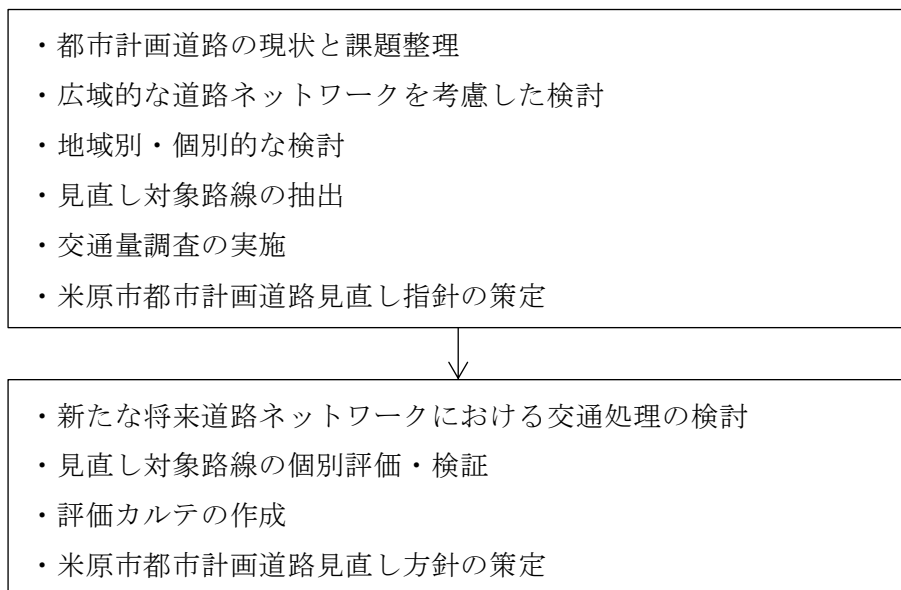
この間、人口減少やライフスタイルの変化など、社会情勢は大きく変化していることから、本市の将来像を見据えた都市計画道路網の在り方を再検証、再構築する必要がある。

そこで、米原市都市計画マスタープラン（平成 28 年 12 月改定）の方針にも位置付けているように、都市計画道路の必要性を検証した上で、社会情勢に合わせた都市計画道路の見直しを行うものである。

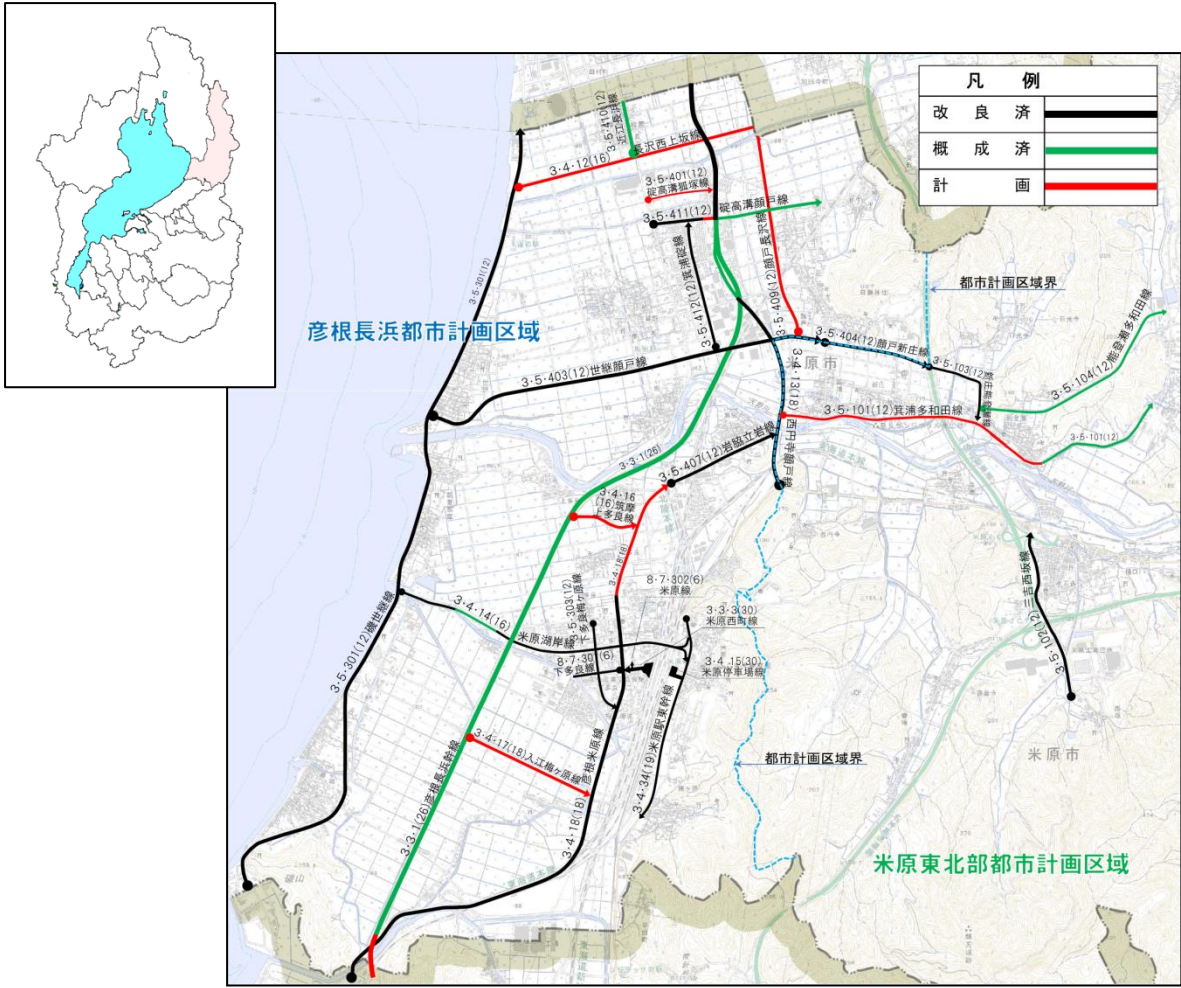
また、本市では令和 2 年度から策定を検討している立地適正化計画における都市構造評価などを行うまでに、将来的な街路ネットワークの整理を完了しておく必要がある。

さらに、既に平成 28 年に見直し案を決定している近隣市では、行政界を跨ぐ路線について、本市の方針が未決定のため変更決定を保留しているので、早急に方針を決定する必要がある。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

別添のとおり